



# 鳥取県公報

平成16年10月15日(金)

号外第148号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 条 例 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(47)(職員課)..... | 3  |
|     | 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(48)(住宅政策課).....                     | 4  |
|     | 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(49)( ).....                      | 11 |
|     | 鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例(50)(警察本部総務課).....                           | 13 |

### ==== 公布された条例のあらまし ====

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
海外随伴休暇の期間の上限を4年(現行 3年)とすることとした。(第17条関係)
- 2 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
1と同様の措置を講ずることとした。(第15条関係)
- 3 施行期日等  
(1) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に次の者を加えることとした。(第7条関係)  
(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令中の配偶者から暴力を受けた被害者  
(2) 婦人相談所において配偶者からの暴力を理由として一時保護を受けた者等並びに配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所者等
- 2 県営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする場合に必要の手続、使用料等に関し、必要な事項を次のとおり規定することとした。(第24条、第24条の13～第24条の19関係)  
(1) 駐車等の禁止  
ア 県営住宅の敷地を自動車の保管場所としてはならないこと。  
イ 知事は、県営住宅の管理上支障があると認めるときは、駐車禁止、駐車車両の移動その他必要な措置を命ずることができること。  
ウ アに違反した入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができること。  
(2) 駐車場使用者の資格  
駐車場を使用することができる者の要件を定めること。  
(3) 使用許可

- ア 駐車場を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととする。
- イ 駐車場の利用希望が駐車場設置台数を超える場合の使用者の決定方法について定めること。その際、入居者等が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、知事は、当該駐車場を優先的に使用させることができること。

(4) 使用料

- ア 知事は、駐車場を使用する者から、毎月、駐車場使用料を徴収すること。
- イ 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を基本として、入居者の所得に応じて必要な調整を行った額とすること。
- ウ 身体障害者等が自動車を駐車するために駐車場を使用する場合は、使用料の徴収を免除するとともに、家賃の徴収の猶予の例により、駐車場の使用料の徴収の猶予をすることができること。

(5) 損害賠償責任

県は、駐車場内における盗難、損傷等の事故により駐車場の使用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わないこと。

(6) 明渡請求

- ア 知事が駐車場の使用者に対し、当該駐車場の明渡しを請求することができる場合を定めること。
- イ 駐車場の明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならないこと。
- ウ 知事は、駐車場明渡しの請求を受けた者に対して、請求の日（不正に許可を得た場合は駐車場使用開始の日、県営住宅の廃止、建替等に伴う除却の場合は駐車場の明渡し期限の日）の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができること。
- エ 高額所得者が期限が到来しても駐車場を明け渡さない場合には、知事は、当該期限が到来した日の翌日から明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができること。

(7) 罰則

- ア 駐車場を駐車目的で無断で使用し、又は使用する権利を譲渡した者は、5万円以下の過料に処すること。
- イ 詐欺その他の不正行為による駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処すること。

3 次の県営住宅を借上げにより設置することとした。（別表第1関係）

| 名 称       | 位 置    |
|-----------|--------|
| 道笑町ふれあい団地 | 米子市道笑町 |

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行すること。ただし、1については公布の日から、3については規則で定める日から施行することとした。
- (2) 駐車場の使用許可等に関し必要な手続等については、この条例の施行前においても行うことができることとした。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特別県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする場合に必要な手続、使用料等について、県営住宅の規定を準用することとした。（第8条関係）
- 2 駐車場を無断で使用し、又は転用し、若しくは使用させた者は、5万円以下の過料に処することとした。

(第10条関係)

- 3 詐欺その他の不正の行為により駐車場の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処することとした。(第11条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県岩美警察署協議会及び鳥取県溝口警察署協議会を廃止することとした。(第2条関係)
- 2 各協議会の委員の人数を20人(現行 15人)以内とすることとした。(第3条関係)
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

## 条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第47号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(2) 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3～6 略</p> | <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(2) 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては3年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3～6 略</p> |

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(2) 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3～6 略</p> | <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(2) 海外随伴休暇 職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあっては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあっては3年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3～6 略</p> |

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により海外随伴休暇の承認を受けている職員に係る第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定による海外随伴休暇の期間は、当該承認を受けた期間の初日から起算して4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により海外随伴休暇の承認を受けている職員に係る第2条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第2項の規定による海外随伴休暇の期間は、当該承認を受けた期間の初日から起算して4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第48号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあっては、同項第2号及び第3号）に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）</u> <u>配偶者暴力防止法第3条第2項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）</u> <u>及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定す</u></p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあっては、同条第2号及び第3号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)~(9) 略</p> |

る母子生活支援施設をいう。)に入所している者  
(当該施設に入所していた者を含む。)

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)~(4) 略

(5) 第9条の2、第16条から第18条まで及び第24条の13第1項の規定に違反したとき。

(6) 略

(7) 第9条の3第1項及び第24条の13第1項の規定に違反したとき。

2~5 略

(駐車等の禁止)

第24条の13 この条例又は他の法令に基づく許可を受けた場合を除くほか、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。)をいう。以下同じ。)が県営住宅の敷地内に引き続き12時間以上駐車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。以下同じ。)することとなる行為

(2) 自動車が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)県営住宅の敷地内に引き続き8時間以上駐車することとなる行為

2 知事は、県営住宅の管理上支障があると認めるときは、県営住宅の敷地内に駐車している者に対し、駐車  
の禁止、駐車車両の移動その他必要な措置を命ずること  
ができる。

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅の敷地内に所在する駐車場(以下「県営住宅駐車場」という。)を使用することができる者は、県営住宅の入居者(第24条の9の規定により  
県営住宅を使用する者を含む。)のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1) 入居者等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(2) 家賃を滞納していないこと。

(3) 第24条第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号のいずれの場合にも該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の規定により  
県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる  
条件を備えているものは、県営住宅駐車場の使用者

(住宅の明渡請求)

第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)~(4) 略

(5) 第9条の2及び第16条から第18条までの規定に違反したとき。

(6) 略

(7) 第9条の3第1項の規定に違反したとき。

2~5 略

の資格を有するものとする。

- (1) 社会福祉事業等を行うために当該駐車場を必要としていること。
- (2) 第24条の4第1項の使用料を滞納していないこと。

(使用許可)

第24条の15 前条に規定する条件を備えている者が県営住宅駐車場を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による許可を申請した者の中から県営住宅駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者に対し、その旨及び使用開始可能日を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の許可を受けようとする自動車の数の合計が使用させるべき県営住宅駐車場の駐車可能台数を超える場合においては、規則で定める公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者等が身体障害者である場合その他規則で定める特別な事由がある場合で、県営住宅駐車場の使用が必要であると認めるときは、知事は、当該駐車場を優先して使用させることができる。

(使用料)

第24条の16 知事は、県営住宅駐車場を使用する者から、毎月、当該駐車場の使用料(以下「駐車場使用料」という。)を徴収する。

- 2 駐車場使用料の額は、近傍同種の駐車場の使用料(令第3条に規定する近傍同種の家賃の算定方法に準じ、地代、県営住宅駐車場の整備に要した費用の償却費、修繕費、事務費等を勘案して算定した額をいう。以下「近傍駐車場使用料」という。)に次に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 第19条第1項の規定により認定された収入超過者 10分の8
- (2) 第19条第2項の規定により認定された高額所得者 10分の10
- (3) 前2号に掲げる者以外のもの 10分の5

- 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第5号又は第6号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。

- 4 知事は、県営住宅駐車場の使用者が第12条各号に該当するときは、駐車場使用料の徴収を猶予することができる。

- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用料の額を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い駐車場使用料の額を変更する必要があると認めるとき。

(2) 県営住宅駐車場相互の間における駐車場使用料の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 県営住宅駐車場の設備を改良したとき。

(損害賠償責任)

第24条の17 県は、県営住宅駐車場内における盗難、損傷等の事故により県営住宅駐車場の使用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わない。

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者(以下この項において「使用者」という。)に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1) 使用者が第24条の14に規定する使用者の資格を失ったとき。

(2) 使用者が不正の行為により第24条の15第1項の許可を受けたとき。

(3) 使用者が駐車場使用料を3月以上滞納したとき。

(4) 使用者が正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅駐車場を使用しないとき。

(5) 使用者又はその同居者(第24条の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者)が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6) 第24条の13第1項の規定若しくは第24条の19において準用する第9条の2、第9条の3第1項、第16条、第17条第1項若しくは第2項若しくは第18条第1項本文の規定に違反したとき又は第24条の13第2項に規定する命令に違反したとき。

(7) 県営住宅の用途の廃止又は県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する県営住宅を除却するため、知事が必要があると認めるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が県営住宅又は共同施設の管理上必要があると認める場合で、規則で定めるものに該当するとき。

2 前項の規定による県営住宅駐車場の明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

3 知事は、第1項第1号、第3号から第6号まで及び第8号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から県営住宅駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍駐車場使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 知事は、第1項第2号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、使用を開始した日から請求の日までの期間については近傍駐車場使用料の額とそれまでに支払を受け

た駐車場使用料の額との差額を、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍駐車場使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭をそれぞれ徴収することができる。

5 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の3月前までに、期限を定めて、明渡しを求める県営住宅駐車場の使用者に対し、その旨を通知しなければならない。

6 第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を受けた県営住宅駐車場使用者が前項の期限が到来しても県営住宅駐車場を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅駐車場の明渡しを行う日までの期間について、近傍駐車場使用料の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。

7 第24条の19において準用する第21条の2第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても県営住宅駐車場を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から明渡しを行う日までの期間について、近傍駐車場使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

8 第10条の規定は、第3項、第4項及び前2項の金銭について準用する。

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2、第9条の3第1項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |  |                       |
|----------|--|-----------------------|
| 第9条の2    | 入居者                                    | 県営住宅駐車場の使用者           |
|          | を同居させようとするときは                          | に県営住宅駐車場を使用させようとするときは |
|          | 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条で定めるところにより | 規則で定めるところにより          |
| 第9条の3第1項 | 入居者                                    | 県営住宅駐車場の使用者           |
|          | 当該入居者                                  | 当該使用者                 |

|                    |                                     |                                  |
|--------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
|                    | 当該県営住宅に<br>居住                       | 当該県営住宅駐車<br>場を使用                 |
|                    | 公営住宅法施行<br>規則第11条で定<br>めるところによ<br>り | 規則で定めると<br>ころにより                 |
| 第10条               | 家賃                                  | 駐車場使用料                           |
|                    | 第9条第4項の<br>入居可能日                    | 第24条の15第2項<br>の使用開始可能日           |
|                    | 県営住宅                                | 県営住宅駐車場                          |
|                    | 第21条の2第1<br>項又は第22条の<br>2第1項        | 第24条の19におい<br>て準用する第21条<br>の2第1項 |
|                    | 第24条第1項                             | 第24条の18第1項                       |
| 第12条               | 当該家賃                                | 当該駐車場使用料                         |
|                    | 入居者又は同居<br>者                        | 県営住宅駐車場の<br>使用者又はその同<br>居者       |
|                    | 入居者等                                | 県営住宅駐車場の<br>使用者又はその同<br>居者       |
| 第16条               | 入居者                                 | 県営住宅駐車場の<br>使用者                  |
|                    | 当該入居に係る<br>県営住宅又は共<br>同施設           | 県営住宅駐車場                          |
|                    | 当該県営住宅                              | 当該県営住宅駐車<br>場                    |
| 第17条第1項<br>及び第2項   | 入居者                                 | 県営住宅駐車場の<br>使用者                  |
|                    | 県営住宅                                | 県営住宅駐車場                          |
|                    | 入居                                  | 使用                               |
|                    | 住宅                                  | 駐車場                              |
| 第18条第1項<br>本文      | 入居者                                 | 県営住宅駐車場の<br>使用者                  |
|                    | 県営住宅                                | 県営住宅駐車場                          |
| 第20条               | 当該県営住宅                              | 当該県営住宅駐車<br>場                    |
| 第21条の2             | 当該県営住宅                              | 当該県営住宅駐車<br>場                    |
|                    | 入居者等                                | 県営住宅駐車場の<br>使用者又はその同<br>居者       |
| 第23条第1項、<br>第3項及び第 | 入居者                                 | 県営住宅駐車場の<br>使用者                  |

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 第4項 | 県営住宅 | 県営住宅駐車場 |
|     | 住宅   | 駐車場     |

(罰則)

第27条 県営住宅を入居の目的で無断で使用し、若しくは転使用させた者又は県営住宅駐車場を駐車のために無断で使用し、若しくは転使用させた者は、5万円以下の過料に処する。

第28条 詐欺その他の不正行為により家賃又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

1～3 略

4 当分の間、県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1号の条件を備えている者とみなす。

別表第1(第2条の2関係)

| 名 称       | 位 置    |
|-----------|--------|
| 略         |        |
| 富益団地      | 米子市大崎  |
| 道笑町ふれあい団地 | 米子市道笑町 |
| 略         |        |

(罰則)

第27条 県営住宅を入居の目的で無断で使用し、又は転使用させた者は、5万円以下の過料に処する。

第28条 詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

1～3 略

4 当分の間、県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1号の条件を具備する者とみなす。

別表第1(第2条の2関係)

| 名 称  | 位 置   |
|------|-------|
| 略    |       |
| 富益団地 | 米子市大崎 |
| 略    |       |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正は公布の日から、別表第1の改正は規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第24条の15第1項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第49号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては、第3号）に掲げる条件を備えている者とする。</p> <p>（1）～（3）略</p>   | <p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては、第3号）に掲げる条件を具備する者とする。</p> <p>（1）～（3）略</p>   |
| <p>（県営住宅の管理に関する規定の準用）</p> <p>第8条 県営住宅条例第6条から第9条の2まで、第9条の5、第11条から第18条まで（被災者等として入居した者以外の者にあっては、第12条中家賃の減免に関する部分を除く。）第23条、<u>第24条第1項、第2項及び第4項並びに第24条の13から第24条の19までの規定は、特別県営住宅の管理について準用する。この場合において、県営住宅条例第24条第4項中「第1項第2号」とあるのは「第1項第1号」とし、同条例第24条の16第2項の率は、<u>第5条の2第2項の適用を受ける入居者に係るものについては10分の10、その他のものについては10分の8とする。</u></u></p> | <p>（県営住宅の管理に関する規定の準用）</p> <p>第8条 県営住宅条例第6条から第9条の2まで、第9条の5、第11条から第18条まで（被災者等として入居した者以外の者にあっては、第12条中家賃の減免に関する部分を除く。）第23条並びに第24条第1項、第2項及び第4項の規定は、特別県営住宅の管理について準用する。この場合において、<u>県営住宅条例第24条第4項中「第1項第2号」とあるのは「第1項第1号」とする。</u></p> |
| <p>（罰則）</p> <p>第10条 特別県営住宅又は特別県営住宅駐車場を無断で使用し、又は転用し、若しくは使用させた者は、5万円以下の過料に処する。</p>   | <p>（罰則）</p> <p>第10条 特別県営住宅を無断で使用し、又は転用し、若しくは使用させた者は、5万円以下の過料に処する。</p>   |
| <p>第11条 詐欺その他の不正の行為により家賃又は特別県営住宅駐車場の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>  | <p>第11条 詐欺その他の不正の行為により家賃の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>  |

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

##### （準備行為）

2 この条例による改正後の鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第24条の15第1項の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第50号**

鳥取県警察署協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県警察署協議会条例（平成13年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前       |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
|--|-------------|-------------|---|--|----------|-------------|--|----------|-------------|----------|-------------|---|--|----------|-------------|----------|-------------|
| <p>（設置）</p> <p>第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取警察署協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県黒坂警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取県黒坂警察署協議会</td> </tr> </table> <p>（組織）</p> <p>第3条 各協議会は、<u>20人</u>以内において公安委員会規則で定める人数の委員で組織する。</p> <p>2 略</p> | 鳥取県鳥取警察署    | 鳥取県鳥取警察署協議会 | 略 |  | 鳥取県黒坂警察署 | 鳥取県黒坂警察署協議会 | <p>（設置）</p> <p>第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県岩美警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取県岩美警察署協議会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取警察署協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県溝口警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取県溝口警察署協議会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県黒坂警察署</td> <td style="text-align: center;">鳥取県黒坂警察署協議会</td> </tr> </table> <p>（組織）</p> <p>第3条 各協議会は、<u>15人</u>以内において公安委員会規則で定める人数の委員で組織する。</p> <p>2 略</p> | 鳥取県岩美警察署 | 鳥取県岩美警察署協議会 | 鳥取県鳥取警察署 | 鳥取県鳥取警察署協議会 | 略 |  | 鳥取県溝口警察署 | 鳥取県溝口警察署協議会 | 鳥取県黒坂警察署 | 鳥取県黒坂警察署協議会 |
| 鳥取県鳥取警察署   | 鳥取県鳥取警察署協議会 |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 略  |             |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 鳥取県黒坂警察署   | 鳥取県黒坂警察署協議会 |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 鳥取県岩美警察署   | 鳥取県岩美警察署協議会 |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 鳥取県鳥取警察署   | 鳥取県鳥取警察署協議会 |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 略  |             |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 鳥取県溝口警察署   | 鳥取県溝口警察署協議会 |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |
| 鳥取県黒坂警察署   | 鳥取県黒坂警察署協議会 |             |   |  |          |             |  |          |             |          |             |   |  |          |             |          |             |

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

